

● 相当免許主義

➡ 図1、図2参照

- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要です。(中学校又は高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要です。)
- 中等教育学校の教員は、中学校と高等学校の両方の教員免許状が必要です。
- 特別支援学校の教員は、特別支援学校と特別支援学校の各部(幼稚部・小学部・中学部・高等部)に相当する学校種の両方の教員免許状が必要です。
- 児童の養護をつかさどる教員、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる教員は、それぞれ養護教諭(養護助教諭)の免許状、栄養教諭の免許状が必要です。

(教育職員免許法 第2条、第3条)

ただし、

- ・ 当分の間は、中学校又は高等学校のどちらか一方の免許状しか所有していない教員であっても、中等教育学校において、所有免許状の学校種に相当する課程(中学校の教員免許状は前期課程、高等学校の教員免許状は後期課程)の教科を担当することができます。(教育職員免許法附則第17項)
- ・ 当分の間は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、特別支援学校の教員免許状を所有しなくとも、所有免許状の学校種に相当する各部の教員となることができます。(教育職員免許法附則第16項)
- ・ 当分の間は、養護教諭の勤務経験が3年以上ある養護教諭は、勤務する学校(幼稚園を除く)において、保健(小学校又は特別支援学校小学部においては体育)の教科の領域に係る事項を担当することができます。(教育職員免許法附則第15項)
- ・ 中学校又は高等学校の教諭の教員免許状を所有している者は、小学校で、所有免許状の教科に相当する教科を担当することができます。また、工芸や書道など高等学校の一部の教科に関する教諭の教員免許状を所有している者は、中学校、中等教育学校の前期課程で、所有免許状の教科に相当する教科を担当することができます。(教育職員免許法第16条の5)

● 教員免許状の種類 (教育職員免許法第4条、第5条)

教員免許状は3種類あり、申請により、都道府県教育委員会から授与されます。授与を受けるためには、

- ①所要資格(学位と教職課程等での単位修得、又は教員資格認定試験(幼稚園、小学校、特別支援学校自立活動のみ実施)の合格)を得るか、②都道府県教育委員会が行う教育職員検定(人物・学力・実務・身体面)を経る必要があります。具体的な授与基準等の細則は、都道府県ごとに定められています。

免許状の種類	有効期間	有効地域範囲	概要
普通免許状 [専修免許状 一種免許状 二種免許状]	10年	全国の学校	教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状です。 <u>所要資格を得て必要な書類を添えて申請を行うことにより授与</u> されます。専修、一種、二種(高等学校は専修、一種)の区分があります。既に教員免許状を有する場合は、一定の教員経験を評価し、通常より少ない単位数の修得により、上位区分、隣接学校種、同校種他教科の免許状の授与を受けることができます。
特別免許状	10年	授与を受けた都道府県内の学校	教諭の免許状です。 <u>社会的経験を有する者に、教育職員検定を経て授与</u> されます。授与を受けるには、任命又は雇用しようとする者の推薦が必要であり、教科に関する専門的な知識経験又は技能、社会的信望、教員の職務に必要な熱意と識見を有することが求められます。幼稚園教諭の免許状はありません。小学校教諭の免許状は教科ごとに授与されますが、特別活動など教科外活動を担任することも可能です。 ➡ 例1、2参照
臨時免許状	3年	授与を受けた都道府県内の学校	助教諭、養護助教諭の免許状です。 <u>普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、教育職員検定を経て授与</u> されます。 (当分の間、相当期間にわたり普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、都道府県が教育委員会規則を定めることにより、有効期間を6年とすることができます。(教育職員免許法附則第6項))

● 免許主義の例外

○ 特別非常勤講師制度

➡ 例3、4参照

多様な専門的知識・経験を有する人を教科の学習に迎え入れることにより、学校教育の多様化への対応や活性化を図ることを目的とした制度です。

教員免許状を有しない非常勤講師が、教科の領域の一部を担当することができます。

任命・雇用する者が、あらかじめ都道府県教育委員会に届出をすることが必要です。

(教育職員免許法第3条の2)

○ 免許外教科担任制度

➡ 例5参照

中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の中学部・高等部において、相当の免許状を所有する者を教科担任として採用することができない場合に、校内の他の教科の教員免許状を所有する教諭等(講師は不可)が、1年に限り、免許外の教科の担任をすることができます。

校長及び教諭等が、都道府県教育委員会に申請し、許可を得ることが必要です。(教育職員免許法附則第2項)

図1

	幼稚園	小学校					中学校				高等学校		
		各教科	道徳	外国語活動	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
幼稚園の教員免許状	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
小学校の教員免許状	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×	×	×
中学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	○	○	○	○	×	×	×
高等学校の教員免許状	×	△※1	×	△※2	△※1	×	△※3	×	△※3	×	○	○	○

- ※1 例えば、理科の教員免許状を所有する者は、小学校の理科の担任が可能です。また、総合的な学習の時間における理科に関連する事項の担任が可能です。
- ※2 英語の教員免許状を所有する者のみ、小学校の外国語活動の担任が可能です。
- ※3 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、中学校において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能です。

図2

	中等教育学校						
	前期課程				後期課程		
	免許状に定められた教科	道徳	総合的な学習の時間	特別活動	免許状に定められた教科	総合的な学習の時間	特別活動
中学校の教員免許状のみ所有	○	×	×	×	×	×	×
高等学校の教員免許状のみ所有	△※4	×	△※4	×	○	×	×
中学校と高等学校の教員免許状の両方を所有	○	○	○	○	○	○	○



※4 高等学校の工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船、看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理、計算実務の免許状を所有する者は、前期課程において、所有免許状の教科に相当する教科の担任や、総合的な学習の時間における所有免許状の教科に係る事項の担任が可能です。

○ 特別免許状の授与例

- 例1** 職業：看護師 高等学校の教科「看護」の特別免許状を授与
- 例2** 職業：外国人の英会話学校講師 中学校の教科「英語」の特別免許状を授与

○ 特別非常勤講師制度の活用例

- 例3** 職業：調理師 高等学校の教科「家庭」の領域の一部として「調理実習」の授業を単独で実施することが可能。
- 例4** 職業：書道家 中学校の教科「国語」の領域の一部として「書道」の授業を単独で実施することが可能。

○ 免許外教科担任制度の活用例

- 例5** 山間地・へき地等の生徒数が少ない中学校で、全ての教科に対応した教員を1人ずつ採用できないなどの場合
- | | | |
|----------|-------------|---|
| 中学校教諭の | 同じ中学校の数学の担任 | ○ |
| 理科の教員免許状 | 隣の中学校の数学の担任 | × |
| | 隣の小学校の算数の担任 | × |

Q. ゲストティーチャーやチームティーチングにおける副担任の教員免許状は？

Ans. 相当の教員免許状を所有する教員と常時一緒に授業に携わる場合には、教員免許状は必要ありません。

● 教員免許状の有効性

現職教員は、定められた期間内に大学等が開設する30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、都道府県教育委員会に申請して、10年に一度、教員免許状の有効性を更新することが必要です。（免除・延長も申請が必要。）

採用予定者も、教員免許状を取得後10年を経過している場合は、採用前に免許状更新講習の受講・修了と教育委員会への申請を行い、**教員免許状を更新することが必要です。**

※ 教員免許更新制度の詳細は、文部科学省HPに掲載しています。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

教員免許状は、学校の教員になる資格があることを証明する重要な書類です。**教員免許状更新時に発行される証明書と一緒に大切に保管してください。**懲戒免職（相当）や禁錮以上の刑に処せられたときなどは失効又は取上げとなり、勤務地又は住所地の教育委員会への返納義務があります。（教育職員免許法第10条、第11条）

● 違反者に対する刑事罰

相当の教員免許状の必要性を認識しながら故意に、次の①又は②の行為をした者は、**30万円以下の罰金**に処されます。

- ① 相当の教員免許状を所有しない者を教員に**任命・雇用した者**
- ② 相当の教員免許状を所有しないにもかかわらず、**教員になった者**（教育職員免許法第22条）